

## 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 第2期中期目標

新エネルギー・産業技術総合開発機構は、昭和55年（1980年）に新エネルギーの開発を促進する特殊法人として設立後、各種業務追加が行われ、新エネルギー・省エネルギー技術開発・導入普及業務、ほぼ全ての産業技術に係る研究開発業務、石炭合理化業務、アルコール製造・販売業務等の多岐にわたる業務を担う機関となった。平成15年10月に独立法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）として発足してからは、機構の設立目的である、

①我が国産業競争力の源泉となる産業技術について、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となるような中長期的プロジェクト及び実用化開発までの各段階の研究開発を、産学官の総力を結集して高度なマネジメント能力を発揮しつつ実施することにより、新技術の市場化を図ること、

②新エネルギー及び省エネルギー技術の開発と、実証試験、導入助成等の導入普及業務を積極的に展開することにより、新エネルギーの利用拡大と更なる省エネルギーを推進し、さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進することにより、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献すること、

の達成に向けて、着実に業務の見直し・廃止を行い、第1期中期目標終了時点では、その行うべき業務を、「研究開発関連業務」、「新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務」及び「クレジット取得関連業務」の3つに重点化している。そして、第1期中期目標終了時においては、太陽光発電技術を始めとする競争力ある産業の創出、研究開発事業の成果目標としての論文数（1,000本）、特許出願数（国内5,000件、海外1,000件）及び産業技術人材育成（5,000人）の達成、エネルギー・環境面での技術開発とその実証試験及び導入普及を通じた国内における640万トン-CO<sub>2</sub>/年の温暖化ガス削減、などの実績を上げるとともに、機構の最大の強みともいえる「研究開発マネジメント」手法及び体制の確立を行った。

第2期中期目標においては、産業技術及びエネルギー・環境を巡る状況を認識する必要があるが、それは、以下のようなものである。

- ①知識経済化、技術の複雑化に対応して、様々な分野の技術、知識、ユーザーの知恵を融合させることが、既存技術や製品の延長上にならないイノベーションを創出するためにますます重要になっており、外部の様々な知識を活用・融合する取組（いわゆるオープンイノベーション）が活発化し、自前主義が見直されはじめてきている。
- ②グローバルな競争の激化の中で、差別化による競争力の強化に向け、単なる技術開発ではなく、その成果の社会が社会や市場での価値創造に速やかにつながる「イノベーション」の促進に各国政府、企業がしのぎを削る時代となった。
- ③大量消費による物質的な飽和感の中で、モノやサービスの受け手は、モノの所有やその機能に満足するのではなく、それによる感性の充実に重きを置くようになってきており、受け手である人間の要素を重視したイノベーションや社会システムが強く求められている。
- ④エネルギー・資源・環境制約は、今後の経済発展を脅かすものとして世界が注目しており、その重要性が日々増大していると同時に、この制約を克服し持続的な成長

を実現するイノベーションへの期待が高まっている。

これらの状況の変化に応えるため、機構は、我が国産業競争力の強化、エネルギーの安定的供給及び地球環境問題への対応という設立目的に照らし、技術を核として産学官の叡智を結集し、政策当局との緊密な連携の下、民間の能力・知見を最大限に活用しつつ、経済社会の持続的成長の実現に向けたイノベーション創出を推進する役割を果たすことを期待されている。その際、機構の特徴を活かし、かつ、時代の変化に的確に対応しながら、より一層の業務の効率化を図りつつ、特に以下の4点に重点を置いた対応を行うことを求める。

第一に、既存の科学技術の延長線上にないイノベーションを生むため、知の融合に向けた取組を更に活発化することである。業務全体の効率化を図りつつも、引き続きプロジェクトフォーメーションやマネジメントの工夫により、民間企業と大学や公的研究機関を形式的に結び付けるだけでなく、研究の場において、より多くの知の融合が生まれる拠点形成を行うことが重要である。

第二に、研究開発活動の成果が最終的なイノベーションの担い手である事業者の経営を通じてイノベーションに結びつく確率をより高めるための取組を行うことである。機構は、これまでの様々な知見を活かし、その研究開発テーマの選定、プロジェクトフォーメーション、プロジェクトの実施、レビュー、事後評価などを通じて、成果が経営の中で活用される可能性をより一層意識して、事業を遂行し、また、プロジェクト終了後のサンプルマッチング事業など、イノベーションの実現に向けた、“もう一押し”の取組を強化する。また、事業者が自らの能力と置かれた状況を把握して、長期的な視点に立った上で、的確に研究開発活動を展開し、革新的な技術を創出するとともに、その成果を経営において戦略的に活用していく能力、すなわち、「技術経営力」を高めることが必要である。機構は、平成19年度の産業技術力強化法等の改正を踏まえ、これまでの研究開発マネジメントを通じて蓄積されたノウハウを活用して、事業者への助言や情報発信等を積極的に行う。

第三に、エネルギー・環境制約の高まりを踏まえ、また、物質的な充足感の中で、ユーザーの価値観が多様化し、受け手である人間重視の発展が求められていることを踏まえ、産業構造審議会産業技術分科会の報告（平成19年7月）において指摘されている、「環境重視・人間重視の持続発展可能な形のイノベーション（エコイノベーション）」の実現に向けた取組を強化することである。機構は、エネルギー・環境分野における技術開発のみならず、あらゆる分野において、環境重視・人間重視の取組を強化し、それを幅広く、かつ、わかりやすく、国民・世界に発信することにより、我が国の競争力の強化、国民の満足感の向上、さらには国際社会への貢献を行う。

第四に、エコイノベーションの実現に向けた取組を進める上では、我が国の国際公約である、京都議定書目標達成計画における6%の温室効果ガス排出削減や、次期枠組みの議論において主導的な役割を果たしていくため、京都議定書目標達成計画やエネルギー基本計画に基づき、新エネルギー・省エネルギーの導入促進事業及び京都メカニズムクレジット取得事業を行い、世界のモデルとなるような環境立国・日本を目指していくべきである。新エネルギー・省エネルギーに関するノウハウの蓄積があり、また、導入普及段階で発生する技術的課題を研究課題にフィードバックできる機構は、地球環境・エネルギー問題の解決に貢献する。

## 1. 中期目標の期間

機構の平成20年度から始まる第2期における中期目標の期間は、5年（平成20年4月～平成25年3月）とする。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、産業技術及びエネルギー・環境分野に関する内外の最新の技術動向や政策動向を的確に把握し、政策当局と密接に連携しつつ、「科学技術基本計画」、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」、「エネルギー基本計画」、「京都議定書目標達成計画」、経済産業省が定める「プログラム基本計画」、産学官連携に関する施策等の国の政策に沿って、また、政府として重点的に取り組む分野として毎年度計画策定前に当省が機構に対して提示する場合にはそれを踏まえながら、適切に業務を行うことにより、我が国の産業競争力の強化及び国民経済の発展並びに内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献する。その際、民間企業、大学、公的研究機関等との適切な連携により事業を効率的に実施するものとする。

### （1）産業技術開発関連業務

機構は、我が国の産業競争力強化並びに新エネルギー開発及び省エネルギーの推進に貢献すべく、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において重点分野とされたライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、ものづくり技術等の基本的な政策に基づく分野について、日本の産業競争力強化へつながるテーマの研究開発関連業務を推進する。その際、エコイノベーションの実現を意識し、他の機関にはない機構の特徴とこれまでの業績を明確に意識、検証しつつ、以下の基本方針に基づいて実施するものとする。

#### ①研究開発マネジメントの高度化

##### i) 全般に係る事項

機構が産業技術関連業務を推進するに当たっては、事業の企画（Plan）・実施（Do）・内部評価（See）・更にその結果を反映させた次の計画（Plan）及び実施（Do）へとつなげるPDS（企画－実施－評価）サイクルを深化させ、高度な研究開発マネジメントを実践する。

具体的には、将来の社会ニーズや技術進歩の動向、国際的な競争ポジション等を踏まえ、要素技術、要求スペック、それらの導入シナリオを時間軸上に示した「技術戦略マップ」の改訂を継続して実施し、その過程において学界・産業界における有識者とのネットワークを深化・拡大する。

また、中間評価、事後評価及び追跡調査の各結果から得られた知見・教訓を「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」の改訂により引き続き組織知として蓄積すると

ともに、同ガイドラインが機構内でより一層活用されるようにする。

さらに、機構職員が研究現場に直接出向いて「企業・大学インタビュー」を行い、その結果を研究開発マネジメントの高度化等のための具体的な取組に結び付け、翌年度のインタビューで評価する。

なお、必要に応じて海外機関との国際連携を図る。その際、意図せざる技術流出の防止の強化に努めるものとする。

#### ii) 企画段階

類似する研究開発テーマが同時に進行したり同種の研究内容が複数の研究開発事業で行われることによって、今後、効率的かつ効果的な研究開発業務の実施に問題が生ずることがないように、業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行い、必要な実施体制の見直しを行うものとする。

事業実施効果の確保及び事業費の有効活用を図るため、企画型の研究開発事業の立案及びテーマ公募型研究開発事業の案件採択時において、費用対効果分析の実施を徹底するよう努めるものとする。

有識者をプログラムマネージャー（PM）・プログラムディレクター（PD）として採用して活用するとともに、部署横断的なリエゾン担当を設置し、分野融合型・連携型プロジェクトの企画を促進する。

地域に埋もれたナショナルレベルのプロジェクトのシーズを発掘するために、機構職員による「イノベーション・オフィサー」及び外部専門家による「新技術調査委員」を全国各地に配置して一層の活用を図る。

#### iii) 実施段階

企画競争・公募された研究開発プロジェクトのフォーメーション等の決定における採択審査委員会、プロジェクトの途中及び事後における評価委員会などにおいて、機構外部の専門家・有識者を引き続き活用することにより、評価を適切な手法で実施することとする。また、機構による自主的な点検等により常に的確に事業の進捗状況を把握するよう努める。これらの結果を基に事業の加速化・縮小・中止・見直し等を迅速に行うこととする。

各事業で得られた成果を相互に活用する等、事業間連携に取り組むとともに、分野連携・融合を促進し、成果の最大化を図る。また、制度においては各制度を連携して実施するとともに、必要に応じて複数制度を大括り化する等、機動的な運用を行う。

手続き面では、事業の予見性を高めるとともに、進捗に応じた柔軟な執行を可能とするために導入した「複数年度契約」や、研究開発のニーズに迅速に応える「年複数回採択」等の制度面・手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。また、事業実施者における経費の適正な執行を確保することとする。

#### iv) 評価段階

研究開発期間中のみならず終了後も、その成果の実用化に向けて、研究開発の実施者を始め幅広く産業界等に働きかけを行うとともに、研究開発成果をより多く、迅速に社会につなげるための成果普及事業を実施する。

機構の研究開発マネジメントの改善や研究開発プロジェクトの企画立案機能の向上に反映させることを目的として、評価に伴う過重な作業負担の回避という観点を考慮しつつ、終了プロジェクトについて逐次追跡調査を実施する。

#### v) 社会への貢献

成果の普及促進を目的とし、展示会等において、事業で得られた研究開発成果を積極的に発表することにより、研究開発成果と企業とのマッチングの場を設け、成果の普及促進を図る。

また、付加価値の高い研究開発成果の実用化に向け機構の事業実施者における強い知的財産権の取得を奨励する。また、研究開発並びに知的財産権取得及び標準化の一体的な推進によりISO等の国際標準の獲得を図る。

さらに、技術経営力に関する各界有識者のネットワークを構築し、このネットワークを活用しつつ技術経営力に関する知見を深化させ、その成果を産業界に発信する。

大学が研究の中核として、新しい産業技術を生み出しつつあるプロジェクトを対象とし、大学に拠点を設けて人材育成、人的交流事業等を展開する「NEDO特別講座」を実施する。

### ② 研究開発の実施

研究開発事業としては、i) 民間のみでは取り組むことが困難な、実用化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い「ナショナルプロジェクト」、ii) 産業技術及び新エネルギー・省エネルギー技術の「実用化・企業化促進事業」、iii) 大学や公的研究機関等の有望な技術シーズを育成する「技術シーズの育成事業」、の3種類について、技術分野ごとの特性や、研究開発を取り巻く環境の変化を踏まえつつ適切に実施する。

これらの研究開発の目標としては、

- ・ 「ナショナルプロジェクト」においては、機構外部の専門家、有識者を活用した事後評価において、8割以上が「合格」、6割以上が「優良」との評価を得る。
- ・ 「実用化・企業化促進事業」においては、特にイノベーションの実現に資するものとして実施する事業については、機構外部の専門家、有識者を活用した事後評価において、6割以上が「順調」との評価を得る。
- ・ 「技術シーズの育成事業」においては、事業の実施に基づく査読済み研究論文の予算当たりの発表数を技術分野ごとの特徴その他適当な条件を加味した上で、第1期中期目標期間と同等以上とする。

こととし、これらの結果を公表するものとする。

#### i) ナショナルプロジェクト

ナショナルプロジェクトについては、技術レベルについて、国際的競争水準から見て遜色のないテーマを中心に推進することとする。

経済産業省が策定したプログラム基本計画等の目標を達成するため、プロジェクトごとに明確な達成目標を定量的に示したプロジェクト基本計画を策定する。プロジェクト基本計画の策定に際しては、産業界・学術界等の外部の専門家・有識者を活用して、市場創出効果・雇用創造効果等が大きく、広範な産業への高い波及効果を有し、中長期的視点から我が国の産業競争力の強化に資することや内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献するなど、投入費用を上回る効果が見込まれるかどうかの費用対効果の観点も含めたプロジェクトの事前評価を可能な限り実施し、その結果を反映する。ただし、その際、機構のプロジェクトにおいては民間では実施が困難なハイリスクの研究開発を実施することにかんがみ、費用対効果等の不確実性が高くとも、将来の産業・社会に大きな

改革をもたらす研究課題には果敢に取り組むことが必要であることに留意する。

また、基盤技術研究促進事業については、第2期中期目標期間中において、事業の廃止を含めた検討を行う。

なお、同事業によって実施する環境適応型高性能小型航空機研究開発事業については、その将来の売上に不確定な要素はあるが、そのリスクを上回る政策的意義を有することにかんがみ、機構において実施するものとする。

プロジェクトのリーダーには、機構のプロジェクトの管理責任者との権限を明確にすることで、機動的なマネジメント体制を実施する。

プロジェクト・採択案件の終了後、産業界・学術界等の外部の専門家・有識者により、数値化された指標を用いて事後評価を実施する。各プロジェクトにおいては、達成すべき水準を中期計画に定め、達成に向けて評価結果の向上を図るとともに、結果を公表する。また、評価結果については以後のマネジメント業務の改善に反映させる。

#### ii) 実用化・企業化促進事業

実用化・企業化促進事業の採択に当たっては、比較的短時間で成果が得られ、即効的な市場創出・経済活性化に高い効果を有し得るもので、我が国の経済活性化やエネルギー・環境問題の解決に寄与するものとする。

#### iii) 技術シーズの育成事業

技術シーズ育成事業の採択に当たっては、我が国の産業競争力の強化やエネルギー・環境問題解決等の政策目的の推進に寄与するものとし、配分先の不合理な重複や過度の集中を排除するものとする。また、我が国の競争的な研究開発環境の醸成等研究開発システムの改革にも資するように努めるものとする。

### ③産業技術人材育成の推進

民間企業や大学等において中心的人材として活躍し、イノベーションの実現に貢献する技術者の育成事業の質的強化を図り、産業技術の中核的人材として活躍する技術者を第1期中期目標期間と同等程度養成する。

### ④技術経営力の強化に関する助言

研究開発の成果が経営の中で活用されるよう、これまで事業を通じて蓄積し、また今後さらに蓄積する、研究開発のテーマ選定及び遂行並びに成果の事業化に関する専門的知見を活用し、事業者に対し、研究開発の成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）の提案など技術経営力の強化に関する助言を積極的に行うものとする。

## 【技術分野ごとの目標】

### <1> ライフサイエンス分野

我が国で今後本格化する少子高齢社会において、健康で活力に満ちた安心できる生活を実現するため、健康・医療基盤技術、生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロ

セス技術等の課題について重点的に取り組むこととする。

#### ①健康・医療基盤技術

創薬分野については、欧米の大手製薬企業といえども急速に進展するポストゲノム研究開発を全て自前でまかなうことは難しい状況にあることに鑑み、最先端の研究成果を積極的に取り込むとともに、これまでに蓄積した遺伝子機能情報等の基盤的知見、完全長cDNA（タンパク質をコードする配列に対応したDNA）等のリソース及び解析技術を十分に活用し、製薬企業のニーズをベースとして、創薬プロセスの高度化・効率化を一層進める技術の開発を行う。

医療技術分野については、厚生労働省を始め関係省庁との連携の下、これまでに蓄積した知見を基に診断機器や低侵襲治療機器の開発、標準化等成果普及のための環境整備に取り組み、早期医療の実現、再生医療の実用化を推進する。また、診断・治療機器の一体化や高機能化、更にはナノテクや情報通信等の先端技術との融合を図り、新たな「医薬工連携」領域となる基盤構築を進める。

#### ②生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロセス技術

集約されつつある微生物、植物等に対する基盤技術に関する知見を基に、生物機能を利用した有用物質の生産基盤技術を構築するため、微生物機能を活用した高度製造基盤技術や、植物を利用した工業原料生産技術開発に注力し、更なる技術の高度化、実用化を図る。

### < 2 > 情報通信分野

誰もが自由な情報の発信・共有を通じて、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となる高度な情報通信（IT）社会を実現するとともに、我が国経済の牽引役としての産業発展を促進するため、技術の多様性、技術革新の速さ、情報化に伴うエネルギー需要の増大といった状況も踏まえつつ、高度情報通信機器・デバイス基盤関連技術、新製造技術、ロボット技術、宇宙産業高度化基盤技術等の課題について、引き続き重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### ①高度情報通信機器・デバイス基盤技術

「高度情報通信社会の実現」と、「IT産業の国際競争力の強化」を二大目標とし、高機能化（高速化、高信頼化、大容量化、使いやすさ向上等）、省エネルギー化、生産性の向上といった各分野に共通の重要課題に取り組む。

半導体分野については、引き続き微細化限界に挑戦するとともに、三次元化技術への新たな取組等により、半導体性能の向上を図る。

メモリについては、不揮発性メモリMRAM（Magnetoresistive Random Access Memory、磁気抵抗メモリ）の更なる性能向上を目指し、大容量化・高速化のための技術開発等に取り組む。

ストレージ（HDD）については、記録密度の向上及び省電力性の追求のための技術開発等に取り組む。

コンピュータ分野については、信頼性・セキュリティ、開発効率の向上に寄与する技

術、マルチコア技術の開発等に取り組む。

ネットワーク分野については、第1期中期目標期間において確立した革新的光デバイス技術等を基礎として、高効率ネットワーク機器・システムの実現に向けた研究開発等に取り組む。

ユーザビリティ分野については、IT情報機器関連では、コンシューマ、ビジネスユーザからサービス提供者までを含め、ユビキタス社会において、IT機器を活用するためのインタフェース技術やセキュリティ技術等の「人中心型利用技術」の開発を推進する。

ディスプレイ関連では、大画面・高精細・高画質でありながら低消費電力化を実現するLCD技術、新たなパネル材料を用いたPDP技術の開発等を推進する。また、LCD・PDPを性能面で上回る大型有機ELディスプレイの開発等を推進する。

## ②新製造技術【後掲】

## ③ロボット技術【後掲】

## ④宇宙産業高度化基盤技術

国内産業全般への幅広い波及効果を狙い、宇宙の産業利用促進のための基盤技術（リモートセンシング技術等）、及び、宇宙機器産業の国際競争力強化のための基盤技術（軽量化・高機能化・低コスト化・短納期化技術、民生部品の宇宙転用技術、ロケット設計合理化技術、高信頼性化技術等）の開発を行う。

## <3> 環境分野

環境保全を図りつつ資源・エネルギーの効率的利用を促進する持続可能な社会構築を実現するとともに、健康の維持や生活環境の保全を図り将来にわたって生活基盤と産業基盤を両立させていくことを目指して、温暖化対策技術、3R関連技術、輸送系低環境負荷技術等の課題に重点的に取り組むため、以下の研究開発を推進する。

### ①温暖化対策技術

温室効果の低いフロン代替物質の合成技術の開発成果等の一層の普及に力を注ぐとともに、冷凍空調分野、断熱材分野でのノンフロン化の技術開発を促進し、京都議定書第1約束期間のみならずポスト京都議定書を見据えたフロン排出削減技術開発事業を展開する。さらに、我が国が開発した効率の良い温室効果ガス排出削減技術の海外移転を促進し、我が国が地球規模での地球温暖化対策防止に貢献できるようリーダーシップを発揮する。

### ②3R関連技術

従来の最終処分量削減、有用資源回収利用の下流工程を中心とした対策に加え、枯渇性資源及び地球温暖化・省エネに関する上流工程での対策や、資源・エネルギーの有効利用、環境リスクの低減等を考慮した流域圏水再生循環システムの実現に必要な対策等に向けた技術開発等を実施する。

### ③化学物質のリスク評価・管理技術

企業の自主管理促進と化学物質開発の効率化を促進するため、化学物質の安全性を低コストで簡易かつ迅速に評価できる新しい手法の開発を行う。

### ④燃料電池・水素エネルギー利用技術【後掲】

### ⑤民間航空機基盤技術

民間航空機及びエンジンに関する基盤技術力の強化を図るため、材料・構造・システム関連等の中核的要素技術の開発及び機体・エンジンの完成機関連技術の開発を推進する。

## < 4 > ナノテクノロジー・材料分野

広範な科学技術の飛躍的な発展の基盤となる技術を確立するため、川上、川下の連携、異分野異業種の連携による技術の融合を図りつつ、ナノテクノロジー、革新的部材創製技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

### ①ナノテクノロジー

情報通信、環境、エネルギー、バイオテクノロジー等の様々な産業分野に革新的な進歩をもたらすナノテクノロジーの基盤技術を構築し、産業競争力の更なる強化を図る。また、異分野・異業種の連携による研究テーマを実施し、ナノテク関連テーマの早期の実用化等の促進に努める。

### ②革新的部材創製技術

我が国の強みである部材産業の更なる競争力強化を図るために、多様な連携を通じた、革新的部材に係る研究開発を推進する。

## < 5 > エネルギー分野【後掲】

### ①燃料電池・水素エネルギー利用技術【後掲】

### ②新エネルギー技術【後掲】

### ③省エネルギー技術【後掲】

### ④環境調和型エネルギー技術【後掲】

## < 6 > 新製造技術分野

持続可能な成長維持と国際競争力の強化を実現し、ものづくりナンバーワン国家を目指す。このため、環境、省エネルギー等に配慮した分野横断的・共通基盤的な製造技術の整備・強化に向けてユーザーの指向に則した製造技術の高度化及び革新的な新技術の創出に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進する。

## ①新製造技術

マイクロナノ製造技術を用いて様々な機能・用途を持つ高付加価値MEMS（微小電気機械システム）の開発及び我が国のものづくり力を結集してMEMSを含む製造プロセスの更なる省エネルギー化及び環境低負荷化等を推進する。

## ②ロボット技術

製造現場や家庭環境等の様々な環境における課題を解決するロボット技術の基盤整備及び実用化推進を行う。

### <7> 各分野の境界分野・融合分野及び知的基盤研究分野

従来の技術区分にとらわれない更なる境界分野・融合分野の重要性が顕在化すると予想される。このため、急速な知識の蓄積や新知見の獲得によって、異分野技術の融合や新たな技術領域が現れることを踏まえ、従来の取組をさらに強化し、生涯健康や安全・安心等を中心とした社会ニーズや社会的貢献の実現を視野に入れつつ、上記のライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料及びエネルギー等の境界分野及び分野を跨ぐ技術の融合領域における研究開発を推進する。また、社会ニーズを把握・意識しつつ、安全・安心な社会構築に配慮した知的基盤整備のための研究開発を推進する。

### (2) 新エネルギー・省エネルギー関連業務等

機構は、エネルギーの安定供給、地球環境問題等の解決に資するため、以下の基本方針の下、内外における新エネルギー・省エネルギー技術開発、実証及び導入普及の各業務、石炭資源開発業務等を推進するものとする。

新エネルギー・省エネルギー関連業務等を戦略的に推進するにあたっては、「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現することを念頭に置き、技術開発・実証試験・導入普及の各ステージで得られた知見の相互利用により、事業のシナジー効果を高めるものとする。

今後、短期的には、京都議定書目標達成計画に定める2010年の目標達成に効果の高いテーマに重点化し、また、中長期的には、より革新的な効果をもたらすテーマに重点化し、エコイノベーションの実現を加速するため、新エネルギー・省エネルギーにおける政府として重点的に取り組むべき分野の技術開発、導入普及業務等を戦略的・重点的に推進する。

新エネルギー・省エネルギー導入普及業務については、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年法律第71号）に基づき定められた石油代替エネルギーの供給目標の達成状況を踏まえつつ、すべての事業メニューについて、第2期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しい事業メニューについては廃止する。また、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについては、必ず終期を設定する。

また、エネルギー技術の迅速な普及を図るためには、設備・機器の設置場所の選定から運転開始までの期間をできるだけ短縮することが有効であることから、事業実施期間について、原則2年以内とし、2年を超える場合には、技術的専門家から構成されるこ

ととなる委員会によって事業実施期間を設定する。ただし、設備・機器の生産や設置工事等の関係であらかじめ定めた事業実施期間内での完了が困難な場合は、有識者から構成されている審査委員会の審査を受けて事業実施期間を延長する。

なお、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「災害時石油安定供給法」という。）に基づき、新エネルギー・省エネルギー関連業務のうち、石炭資源開発業務及び地熱資源開発業務は廃止し、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が承継する。

## 【技術分野ごとの目標】

### <1>燃料電池・水素エネルギー利用技術分野

燃料電池自動車、定置用燃料電池等の早期の実用化・普及に資するため、技術開発、安全・基準・標準化及び実証研究を一体的に推進するべく、固体高分子形及び固体酸化物形等の燃料電池の研究開発並びに燃料電池自動車等に資する蓄電池システム等関連技術の研究開発を実施し、効率向上、信頼性・耐久性向上及びコスト低減を図る。また、水素エネルギーの本格的利用に向け、水素の製造・輸送・貯蔵及び水素インフラストラクチャ等の研究開発を実施し、効率向上、信頼性・耐久性向上、小型化及びコスト低減等を図る。あわせて、技術開発課題の抽出、安全性・信頼性等の確認、基準・標準の制定・見直し及び社会的認知・受容の推進等のために必要な普及基盤整備及び実証研究・試験等を実施する。

また、導入普及段階においては、適時適切な業務を、国の方針を踏まえつつ実施する。

### <2>新エネルギー技術分野

短期的には国の2010年の新エネ導入目標及び京都議定書の目標を達成するため、また、中長期的には、温室効果ガスを大幅に削減するため、技術開発・実証及び導入普及業務等を推進し、エネルギー源の多様化に資する新エネルギー等の加速的導入を実現する。

具体的には、技術開発／実証については、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーについて、導入の課題となる高効率・低コスト化及び系統安定化に資する技術開発を推進するとともに、蓄電池の技術開発等、新エネルギーの更なる導入拡大に資する革新的技術開発を含む先進的な新エネルギー技術開発に取り組む。また、実用化への離陸段階にある新技術等について、性能や経済性の評価、普及啓発等に資するための実証試験を行い、信頼性向上を図ることにより、得られた成果や知見を広く情報発信し、市場化への円滑な移行を目指す。その他、超電導技術についての、早期実用化を目指した機器開発、低コスト化、歩留まり向上、高効率化等を目指した線材等の技術開発等についても研究開発を推進する。

導入普及業務については、交付された補助金等の範囲内で、全体として我が国のエネルギー需給構造の高度化が達成されるような案件選定・採択を行うとともに、地方自治体等が行う普及啓発活動、ビジョン策定活動等の取組に対する支援を通じて、新エネルギー等の導入拡大を図る。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構出資（債務保証）

業務については、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示した上で適切な実施に努めるとともに、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の融資業務等の見直し（平成18年12月18日）」を踏まえ、当該制度の在り方及び機構で実施する必要性について、第2期中期目標期間終了時に改めて検討し、結論を得る。

### ＜3＞省エネルギー技術分野

新エネルギー技術同様に、温室効果ガス排出量の大幅削減に貢献する革新技術の開発と、京都議定書目標達成計画の達成という短期的目標への貢献を行うため、技術開発／実証、導入普及に取り組む。

具体的には技術開発／実証については、「省エネルギー技術戦略」で示されたシナリオや技術ロードマップに沿って、実現性が高く、波及効果も含め省エネルギー効果が大きいテーマを重点課題に設定して開発を行う方式を進めることで、国が推進する革新的技術開発を含む省エネルギー効果の高い技術の発掘と開発の推進に取り組むとともに、情報量の爆発的増加に伴いエネルギー消費量の大幅増が予想されるIT分野の省エネルギー技術の開発や、交通流改善により自動車のエネルギー消費効率改善を図るためのITS（Intelligent Transport Systems）技術の開発等を行う。

また、導入普及業務については、交付された補助金等の範囲内で、産業部門においては、産業間連携等により更なる省エネルギーが推進されるよう、また、エネルギー消費の伸びが著しい民生・運輸部門においては、実効性のある省エネルギー施策が推進されるよう適切に実施する。特に民生部門については、省エネルギー推進対策として、住宅・建築物に省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステムの導入促進を図るとともに、性能、費用対効果等の情報を取得し公表することにより、住宅・建築物に対する省エネルギー意識の高揚を図る。

また、引き続き、地方自治体やNPO等の非営利団体が実施する省エネルギーに係る普及啓発活動、ビジョン策定活動等への支援を行う。

### ＜4＞環境調和型エネルギー技術分野

近年のアジア諸国の経済成長により、世界のエネルギー需要が急増すると見込まれている一方、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出削減等の地球環境問題への対応も喫緊の課題となっており、地球環境問題、化石燃料エネルギーの安定供給対策を総合的に進めていく必要がある。そのため、単位発電量あたりのCO<sub>2</sub>排出量が相対的に多い石炭のより一層の環境調和的な利用拡大等に係る環境に調和したエネルギー技術の開発等を推進する。

具体的には、石炭利用に係るエネルギー利用効率の向上を目的として、従来の微粉炭火力発電方式と比較して発電効率を大幅に向上させるための石炭ガス化技術開発等を推進する。具体的には、石炭利用に係るエネルギー利用効率の向上を目的として、従来の微粉炭火力発電方式と比較して発電効率を大幅に向上させるための石炭ガス化技術開発等の実施を引き続き推進する。また、発電分野におけるCO<sub>2</sub>のゼロエミッション化を目指し、石炭ガス化プロセスからCO<sub>2</sub>を分離・回収するための技術開発及び我が国におけるCCS（Carbon dioxide Capture and Storage）の実施可能性調査等を推進する。さらに、石炭利用に係る微量成分の環境へ

の影響を低減するための技術開発、製鉄プロセスから排出されるCO<sub>2</sub>を大幅に低減するための革新的な技術開発等を推進する。

#### <5>国際関連分野

アジア諸国の更なる経済発展が見込まれるところ、これに伴う技術レベルの向上、法制度、エネルギー関連の諸制度等が整いつつある国も見受けられ、エネルギー・環境分野等における事業のニーズも多様化している。一方、テロ行為、政情不安などにより、治安の悪化を招いている国も散見されるなど事業を推進する上で相手国の情勢をより一層慎重に見極めていくことが必要となっている。以上を踏まえ、企画競争・公募を徹底するとともに、より効果的・効率的に事業を推進すべく、①政府の政策上の優先度を踏まえた実施対象国と対象技術の選定による普及可能性と波及効果の発揮、②民生分野、エネルギー多消費産業、裾野産業等の対象分野の拡大や代エネ技術を含む対象技術の拡大、③実施対象国の国土面積、地域性、地理的要素等の実施対象国の国情を踏まえた適切な事業運営による省エネ技術等の更なる普及等に取り組むことで、我が国のエネルギー安全保障の確保、環境対策の推進等に寄与する。

#### <6>石炭資源開発分野

世界最大の石炭輸入国であり、国内需要量の99%以上を海外炭で賄う我が国にとって、アジア地域等における石炭需給の安定と我が国への海外炭安定供給確保を図るための政策の実施は極めて重要である。このため、海外炭鉱権益の取得等、我が国の石炭安定供給の確保に必要な調査事業を実施する。

また、産炭国では、露天掘から坑内掘への移行、採炭現場の深部化・奥部化等の採掘条件の悪化や、ガス爆発等による大規模事故の発生といった喫緊の課題を抱えている。そのため、我が国が長年にわたって構築してきた優れた炭鉱技術を活用して、産炭国の石炭生産効率の向上、生産量の拡大につなげるとともに産炭国との関係強化を図るため、産炭国への石炭生産・保安技術等の移転を推進する。

なお、石炭資源開発分野については、災害時石油安定供給法に基づき廃止し、JOGMECが承継する。

#### <7>技術開発等で得られた知見の活用等

新エネルギー・省エネルギー技術開発・実証及び導入普及業務等を戦略的に推進する。この際、「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現することを念頭に置き、新たに開発した新エネルギー・省エネルギー技術を円滑かつ着実に市場に普及させていくため、技術開発、経済性等の評価・普及啓発に資するための実証試験、実用化段階における初期需要の創出を図るための導入促進の各ステージで得られた知見を次のステージにフィードバックするなど三位一体で推進する。

### (3) 産業技術関連業務及び新エネルギー・省エネルギー関連業務等の実施に係る共通の実施方針

機構は、産業技術関連業務及び新エネルギー・省エネルギー関連業務等の事業について、以下の基本方針に基づき実施する。

#### ①企画・公募段階

円滑かつ迅速な事業実施・推進を図るため、採択基準を公表しつつ、早期に公募を開始する。テーマ公募型の研究開発事業においては、地方の提案者の利便にも配慮し、地方を含む公募説明会の一層の充実を図る。

テーマ公募型の研究開発事業については、採択件数の少ない事業を除き、年度の枠にとられない随時の応募相談受付と年間複数回の採択を行う。

新エネルギー・省エネルギー関連業務等のうち「実証」及び「導入普及」の各業務においては、制度の利用者が容易に事業の趣旨や応募方法等を理解できるよう、第1期中期目標期間に引き続き、事業横断的な統一マニュアルを策定し、できる限り公募方法等を統一するとともに、利用者の利便性の向上に向けた情報提供を更に充実する。

#### ②業務実施段階

交付申請・契約・検査事務などに係る事業実施者の事務負担を極力軽減するとともに、委託事業においては研究開発資産等の事業終了後の有効活用を図る。

委託先の事情により適用できない場合等を除き、委託事業における日本版バイドール条項の適用比率を100%とすることにより研究開発実施者の事業取組へのインセンティブを高めるとともに、委託先に帰属する特許権等について、委託先における企業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき毎年調査し、適切な形で対外的に公表する。

制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行うとともに、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、8割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

#### ③評価及びフィードバック

機構外部の専門家・有識者を活用した厳格な評価を行い、その結果を基に、事業の加速化・縮小・中止・見直し等を迅速に行うとともに、以後のマネジメント業務の改善に反映させる。

#### ④成果の広報・情報発信に関する事項

成果について国民の理解の増進等を図るため、広く国民への分かりやすい情報発信・情報提供の充実に努める。情報提供の媒体については、必要に応じて英語版を含む外国語版を製作する。

研究開発の成果を基礎とした産業競争力及び新エネルギー・省エネルギー分野への貢献（アウトカム）については、中長期的な視野で様々な事例とその幅広い波及効果を収集・把握することに努め、広く情報発信を行う。

研究開発成果と企業とのマッチングの場を設け、成果の普及促進を図る。

技術動向や研究開発マネジメントに関して100本以上の実践的研究発表を実施する。

#### (4) クレジット取得関連業務

機構は、京都議定書の約束達成に寄与するよう、クレジット取得に係る事業を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、クレジット取得関連業務を実施する。その際、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点を踏まえることが重要である。なお、政府のクレジット取得は、京都メカニズムに積極的に取り組む我が国民間事業者等の海外展開や我が国の優れた技術の国際的な普及に資するものである。このため、以下の方針の下、京都議定書クレジット取得関連業務を実施する。

なお、2.(4)において「プロジェクト」とは、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)又はグリーン投資スキーム(GIS)のいずれかに係るプロジェクトをいう。

##### i) 政策当局との連携

「京都議定書目標達成計画」に沿って適切に業務を実施する。その際、政策当局と緊密な連携をとる。

##### ii) 対象クレジット

CDM・JI・GISプロジェクトによるクレジットの取得に最大限努力する。

##### iii) 費用対効果を考えつつ必要な量のクレジットを確実に取得するための方法

リスクの低減を図りつつ、公平性、透明性の確保及び費用対効果を考慮して取得する観点から、クレジット取得に係る契約の相手先となる事業者等を原則として公募するとともに、必要に応じて、クレジット代金の前払いの活用や期間が多年度(最大6年間)にわたる契約の締結を行う。優れた提案を速やかに採択できるよう、原則として随時の応募受付と速やかな審査・採否の決定を行う。

また、審査においてクレジットの価格、クレジット取得に伴うリスク等を適正に評価する体制を構築する。加えて、取得事業全体として取得に係る国や相手方の分散に努めるなど、クレジット取得に伴うリスクの低減を図る。

##### iv) 効率的かつ効果的な業務管理・運営の実施

クレジット取得に係る事業を取り巻く環境の変化等を踏まえて柔軟かつ適切に対応する体制とするとともに、個々のプロジェクトの進捗状況の把握、必要に応じた職員の能力向上、機構内の関係部門との連携等を行う。また将来のプロジェクトの案件形成において、有望なエネルギー・環境技術の活用の更なる拡大等を図る観点から、機構の関連する業務と連携する。これらにより、適切に効率的かつ効果的な業務管理・運営を実施する。

##### v) 環境影響等への配慮

クレジットの取得に当たっては、国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底する。

##### vi) 情報発信

国民の理解を得るため、原則として、契約相手先の名称、取得契約に係るクレジット量並びに毎年度の取得量及び取得コストの実績について、できる限り速やかに公表(注)する。ただし、公表するクレジットの取得コストについては、我が国がクレジット取得事業を実施するに当たって不利益を被らないものに限定する。

注：我が国が不利益を被らないよう公表時期・内容について  
十分留意しつつ実施する。

vii) 評価に基づく見直し

クレジット取得に係る事業について、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者による、京都メカニズムクレジットの市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、その結果を基に必要な見直しを行う。

(5) 債務保証経過業務・貸付経過業務

省エネルギー・リサイクル推進に係る債務保証業務については、新規採択は平成20年3月をもって廃止したところ、保証継続案件及び求償権を有している案件について着実に回収を行う。なお、同債務保証の新規採択業務の廃止に伴い、当該業務を実施するための基金に係る政府出資金については、所要の法整備の後に全額国庫納付する。

鉱工業承継業務に係る貸付金の回収については、債権の管理を適切に行い、回収額の最大化に向けて計画的に進め、約定回収等を終了した時点をもって廃止する。なお、機構法施行令附則第八条第一項の中期目標において定める日（鉱工業承継業務のうち基盤技術研究促進センターから承継した株式に係る業務の期限）は、平成20年4月1日とする。

(6) 石炭経過業務

①貸付金償還業務

回収額の最大化に向け、個別債務者の状況に応じ、計画的に貸付金の回収を進める。

②旧鉱区管理等業務

最終鉱業権者となっている旧鉱区等に係る管理等を適切に実施し、鉱害の未然防止等を図る。

3. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 機動的・効果的な組織

我が国産業競争力の強化、エネルギーの安定的確保及び地球環境問題への対応というミッションに対し、関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織体制を整備し、機動的な人員配置を行う。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定しその達成に努める。特に、プログラムマネージャー等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行う。また、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的、機動的に見直しをする。

## （２）自己改革と外部評価の徹底

全ての事業につき、厳格な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。評価は、研究開発関連事業に関する技術評価と事業評価の両面から適切に実施し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。評価の実施に際しては、PDSサイクルにより、マネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを深化させ、「成果重視」の視点を貫く。また、管理会計の視点を可能な限り考慮した評価のあり方を検討する。

## （３）職員の意欲向上と能力開発

個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図る。また、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設け、職員の能力開発を図り、研究開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の研究開発現場等の経験を積ませる等、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発制度を充実する。

内外の研究開発マネジメント機関との情報交換を実施するとともに、イノベーション、研究開発マネジメント及びプロジェクトマネジメント関係の実践的研究発表として、第2期中期目標期間中に100本以上の発表を行う。

## （４）業務の電子化の推進

電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、機構の制度利用者の利便性の向上に努める。また、幅広いネットワーク需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実を図る。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保することにより、業務の安全性、信頼性を確保する。

このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報統括化責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき機構が作成した業務・システム最適化計画を実施する。

## （５）外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、法人自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

なお、外部委託の活用の際には、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする

## （６）省エネルギー及び省資源の推進と環境への配慮

環境に調和して持続的に発展可能な社会に適応するため、毎年度環境報告書を作成・公表するとともにその内容の充実を図ることにより、日常の業務推進に当たりエネルギー及び資源の有効利用を図るものとする。また、機構の温室効果ガス排出抑制等のための実施計画に基づき、平成24年度において平成18年度比6%削減の達成に向け取り組む。

#### (7) 業務の効率化

一般管理費（退職手当を除く。）については、業務の効率化等を進めることにより段階的に削減し、第2期中期目標期間の最後の事業年度において平成19年度比15%を上回る削減を行う。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく総人件費削減（平成22年度までの5年間において5%の削減を達成。）を図るとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。

事業については、京都メカニズムクレジット取得関連業務、基盤技術研究促進事業等を除き、第2期中期目標期間の最後の事業年度において平成19年度比5%を上回る効率化を行う。また、既存事業については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。

事務及び事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門との連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクト数が平成19年度の数を上回らないよう重点化を図る。

民間委託による経費削減については、既に実施している窓口業務の民間委託に加え、特に間接部門における更なる委託の可能性につき検討する。また、既に試行的に行っている各種申請の電子化の範囲を拡大し、その有効活用を図ることにより経費削減を図る。

#### (8) 石炭経過業務の効率化に関する事項

業務に係るマニュアル策定等による定形化の推進等、業務運営の円滑化を図る。

#### (9) 随意契約の見直しに関する事項

契約の相手方及び金額について、少額のものや秘匿すべきものを除き引き続き公表し、透明性の向上を図る。

また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

#### (10) コンプライアンスの推進

法令遵守や法人倫理確立等コンプライアンスの取組については、今後更なる徹底を図るべく、管理部門の効率化に配慮しつつ、機構が果たすべき責任・機能との関係でプライオリティをつけながら、事業部との連携強化・迅速対応など内部統制機能の強化を図るとともに、講じた措置については全て公表する。特に、コンプライアンス体制については、必要な組織体制・規程の整備により、PDSサイクル確立の観点から体系的に強化を図る。

また、監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部業務

監査や会計監査を毎年度必ず実施する。

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

##### (1) 繰越欠損金の増加の抑制

基盤技術研究促進事業については、政府出資金を原資として事業を実施する仕組みとなっていることから、事業を遂行する過程で、実施した研究開発が成功してその成果を基にした収益が上がるまでの間は、民間企業と同一の会計処理を法律により義務化されていることから、会計上の欠損金が不可避に生じるものである。

このため、基盤技術研究促進事業については、独立行政法人の欠損金をめぐる様々な議論に配慮しつつ、特に新規案件については事業の見通しを精査し慎重を期す。ただし、民間のみでは実施できない長期・ハイリスクの研究開発を促進するという同事業の意義にかんがみ、欠損のリスクに必要以上に配慮すべきではないことは言うまでもない。

また、資金回収の徹底を図る。具体的には、研究成果の事業化の状況や売上等の状況について報告の徴収のみならず研究委託先等への現地調査を励行するとともに、必要に応じ委託契約に従った売上等の納付を慫慂する。ただし、同事業は、資金回収を前提とせず、有形無形の知的資産の形成をその成果と認識するものであることを踏まえて行うものとする。また、終了評価において所期の目標が達成されなかった事業については、その原因を究明し、今後の研究開発に役立たせる。

石炭経過業務については、平成13年度の石炭政策終了に伴い、旧鉱区の管理等の業務に必要となる経費を、主として政府から出資を受けた資金を取り崩す形で賄うこととしているため、業務の進捗に伴って、会計上の欠損金が不可避に生じるものである。このことに留意しつつ、独立行政法人の欠損金をめぐる様々な議論に配慮した上で、管理コスト等を勘案し業務を計画的・効率的に実施する。

##### (2) 自己収入の増加へ向けた取組

独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用して、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用、利益相反等に留意しつつ寄付金を活用する可能性など、自己収入の増加に向けた検討を行い、現行水準以上の自己収入の獲得に努める。

##### (3) 資産の売却等

機構が保有する資産については、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえた措置を講じるものとする。